

第 601 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 14 年 12 月 13 日（金） 14:00～15:55

2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）

3 議 題

(1) 庶務事項

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について

(2) 諮問事項

- 諮問第 288 号「平成 15 年に実施される 2003 年漁業センサス（仮称）の計画について」

(3) 答申事項

- 1) 諮問第 286 号の答申「平成 15 年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」（案）
- 2) 諮問第 287 号の答申「平成 15 年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」（案）

(4) 部会報告

(5) その他

4 配布資料

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について
- 3) 諮問第 288 号「平成 15 年に実施される 2003 年漁業センサス（仮称）の計画について」
- 4) 諮問第 286 号の答申「平成 15 年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」（案）
- 5) 諮問第 287 号の答申「平成 15 年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」（案）
- 6) 部会の開催状況
- 7) 指定統計調査の承認等の状況（平成 14 年 11 月分）
- 8) 平成 14 年 10 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 50 巻・第 10 号）
- 9) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、後藤委員、清水委員、新村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省榎谷調査企画課長、同高見国勢統計課長、厚生労働省渡辺統計情報部長、農林水産省林統計情報部長、同河崎構造統計課長、経済産業省田辺調査統計部長、国土交通省中西情報管理部長、同上関土地情報課長、東京都早川統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省柚木統計基準部長、同堀統計審査官、同山本統計審査官

6 議事概要

(1) 庶務事項

- 1) 統計審議会専門委員の発令について

竹内会長から、統計審議会専門委員が、資料 1 のとおり発令された旨報告があった。

2) 部会に属すべき専門委員の指名について

竹内会長から、資料2のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(2) 諮問事項

○ 諮問第288号「平成15年に実施される2003年漁業センサス（仮称）の計画について」

総務省統計局統計基準部の山本統計審査官が資料3の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を行った。続いて、農林水産省大臣官房統計情報部の河崎構造統計課長が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

美添委員) この漁業センサスの位置付けについてであるが、諮問第272号「海面漁業生産統計調査の改正について」の審議の際に、漁獲量を正確に把握するためには、漁業センサスとの関係において、年間海上作業従事日数30日未満の漁業経営体をどのように扱うかということで議論がなされた。整理としては、漁業センサスは構造を全体的に把握するものであることから、年間海上作業従事日数30日未満の者の名簿整備について漁業センサスで行うこととしている。

センサスは構造を把握するものであるが、名簿の整備が基本であり、センサス独自の調査結果の他に、集計の際に利用できる他の統計データがあれば活用する方向でまとめていただきたい。

河崎課長) 漁業センサスは、漁業関係の統計の母集団を把握する重要な役割を担っていることから、そのような方向で実施していきたいと考えている。

竹内会長) 「漁業集落」という概念を用いているが、この概念は調査体系の中でどのような位置付けや意味を持っているのか。

河崎課長) 「漁業集落」とは、漁業地区というものの中の一部であり、漁業従事者、漁家が居住する場所、エリアである。調査体系としては、例えば生活環境施設等のインフラの整備状況等の調査をかける範囲というような位置付けになっている。

竹内会長) 「漁業集落」は、調査の単位であって、集計の単位にはならないのか。

河崎課長) 「漁業集落」を一つのまとまりとしていくつかの情報をまとめて表章するというようなことはあるが、あくまでも調査の中味としての物的な整備状況等の調査をかける対象である。

竹内会長) そのための手がかりということか。

河崎課長) そのとおり。

竹内会長) 「漁業集落」の説明として「社会生活の一体性を有する漁業世帯・・・」としているが、「社会生活の一体性を有する」とは具体的にどのような意味か。

河崎課長) 例えば、様々な決め事を行う、あるいは寄り合いを行うというような集落機能、漁業集落ではあまりみられないが、農業集落での道普請（ふしん）や水路の管理等、共益的な活動を行う単位として認識している。

竹内会長) それは外的な基準があるのか。

河崎課長) 漁業者の分布によって決めることにしている。数値の是非はともかくとして、現行マニュアルでは漁家戸数が4戸以上あれば「漁業集落」とみなしている。

ただし、この基準に関しては多々意見もあることから、部会等において議論していただきたい。

竹内会長) 漁業世帯とは、漁業に従事する者がいる世帯という意味か。

河崎課長) 漁業を営む世帯と、雇われて船に乗る従事者世帯の両方がある。

竹内会長) 例えば、雇われて漁業に従事している者同士が4名同じアパートに住んでいるとしたら、そのアパートも「漁業集落」となるのか。

河崎課長) その場合も、基準に当てはめると「漁業集落」ということになるが、その是非についても議論の対象になるのではないかと思う。

篠塚委員) 考えを伺いたい。1点目は、漁業センサスは、口に入るものであるから、重要な統計であると認識しているが、産業全体の中に占める漁業のウエイトが段々と下がってきており、国民経済計算の生産額に占める割合は0.2パーセント、就業者に占める割合も0.3パーセントという状況になってきている中で、調査の簡素化等の努力は行うにしても、もう少し、例えば農林業センサスと統合するなど、センサスの在り方自体について考えを変える必要があるのではないか。現状のまま続けることは個人的には難しいのではないかと思うので、どう考えているか伺いたい。

2点目は、今回の改正点の中に外国人船員の把握などが盛り込まれているが、これは労働力の状況を把握する上で非常に重要な点で、少子化の中で労働力人口が減少してきており、特に農林業関係、漁業関係においてもそれが顕著であることから、外国人労働力の状況には注目している。

これに関しては、漁業経営体調査票(案)の「[II]漁船について」の船員に関する項目のところで、乗船者として、外国人雇用者の数を把握する設問がある。外国人雇用者の数の把握は難しいかもしれないが、部会においては、良い調査結果が出せるような方向で検討していただきたい。

また、「[II]漁業経営について」の「4 漁業の従事者数について」のところの項目(1)で、雇用者のうち、県外者の内数として外国人の数が把握できるようになっている。しかし、項目(3)「過去1年間に『漁業の陸上作業のみに従事した人』が最も多かった時期の人数は何人ですか。」のところでは、外国人雇用者に関する設問がない。正確な統計として把握できるかどうかは難しい面もあるが、漁業の陸上作業に従事している外国人は多いと思われる。これについて、今回の改正で外国人雇用に関する調査項目が新たに設けられている箇所との差異をどのように考えているか伺いたい。

河崎課長) 1点目については、農林水産という水産統計全体を体系付けた上で、削減可能なものを削減することは将来にわたり重要であると考えており、現在、統計の全体的な見直しを行っているところである。

そうした中、この漁業センサス、あるいは農林業センサスは、すべての農林水産統計の基本になるものであり、その点を踏まえて、承認統計的な標本調査を拡充、しつ皆調査を標本調査にするなどの手法により、簡素化やスリム化していくことであろうかと考えており、その基本となるセンサスはきちんと実施したい。

2点目の外国人雇用の調査については、幾つかの難しい面がある。一つは、不法に入国してきている者をこのような調査で捉えることができるのかという問題がある。仮に、調査を行ったにしても、正確な回答が得られるかという問題と、その結果を公表できるかという問題もある。

今回、外国人雇用の調査を船上作業に限定しているのは、乗組員に関する制度が確立

されており、外国人雇用者を数字として把握できるということにある。また、漁業経営の効率化の観点から、賃金の安い外国人を雇用しているといった面を捉えるという意味もある。

確かに、陸上作業にもそのような面があるが、例えば、水産加工場や冷凍・冷蔵工場等の経営については農林水産省の守備範囲としていないこともあり、今回、船上作業に限定した。

竹内会長) 本件については、農林水産統計部会で審議していただくこととし、須田部会長に願います。

(3) 答申事項

1) 諮問第 286 号の答申「平成 15 年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」(案)

総務省統計局統計基準部の堀統計審査官が資料 4 の答申(案)の朗読を行った。続いて、廣松国民生活・社会統計部会長が審議経過及び答申(案)の説明を行った。

廣松部会長)「平成 15 年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」は、10 月 11 日に諮問を受け、国民生活・社会統計部会に審議が付託された。本件に係る部会は 3 回(10 月 25 日、11 月 1 日及び 11 月 15 日)にわたって開催された。

答申(案)は、「今回の調査計画」と「今後の課題」の二つの事項から構成されている。

まず、「今回の調査計画」のうちの「調査方法」については、従来は国勢調査の調査単位区を抽出してそれを 2 分割し、そのうちのどちらかを住宅・土地統計調査の調査単位としてしつ皆調査を行う方法を採用していた。今回は、抽出された国勢調査の調査単位区内から、無作為に標本抽出を行う方法に変更することにしており、標本として抽出される調査区数は、前回の約 15 万から約 21 万に、また、総調査対象住戸数は、前回の約 390 万戸から約 360 万戸にそれぞれ変更されることになる。

これについては、試験調査の結果も踏まえ、地域別の結果精度が向上するとともに、全体として調査対象住戸数が減少する等、調査の効率化が図られ、報告者負担も軽減されることから、おおむね適当とした。

しかしながら、このような調査方法の変更に伴い、市町村及び統計調査員の事務が増加するという面があり、この点に関しては、実査を担当する都道府県からも強い要望があったので、抽出事務の簡便化や「調査の手引き」の充実等により、事務負担の増加の抑制に努めることが必要であると付記した。更に、抽出世帯の不公平感からの非協力等が生じるおそれもあるので、広報・協力依頼等を充実することが必要であるとした。

なお、部会審議において、全体の結果精度についても言及する必要があるのではないかという意見があったが、地域別の精度が向上すれば一般的には全体の精度も向上すると考えられること、加えて今回の調査方法の変更が、特に地域別表章の充実を目的としたものであることから、答申(案)には盛り込まなかった。

また、ロングフォーム調査票による調査は、前回と同様の規模で実施する計画であるが、これについては、試験調査の結果によれば、調査方法を変更しても結果精度は必ずしも低下しないということであったので、前回と同様、約 60 万世帯の規模で実施することを部会で了承し、おおむね適当とした。

「調査事項」については、住宅の性能水準に関する調査事項として今回、「防火設備の有無」、「省エネルギー設備の有無」及び「耐震工事の有無」を新設するとともに、多様化する世帯属性を的確に把握するため、「世帯の構成」に関する設問の変更等を行っている。

これについては、住宅の性能水準に関する事項のうち、統計調査としての把握可能性等を考慮して選択されたものであり、また、前回の本調査に関する答申に対応して、世帯属性のより詳細な把握を可能とするものであることから、おおむね適当とした。

しかし、本審議会や部会において、調査事項を更に追加することはできないかとの意見が多くみられたので、後述の「今後の課題」として取り上げることとした。

一方で、報告者負担の軽減等の観点から、「前住居の居住期間」、「前住居の居住室の畳数」等を廃止する計画であったが、このうち、「前住居の居住室の畳数」については、住み替え行動や住宅の質の指標として重要であることから、引き続き調査を行うことが適当とされた。

また、ロングフォーム調査票による調査において、現住居以外に所有する住宅、いわゆる別荘等に関しては、前回は、住宅一戸ごとに、「所在地」、「用途」、「戸数」、「床面積」、「建築時期」及び「構造」等、詳しい内容を調査していたが、今回は、すべての所有住宅をまとめて「用途別戸数」及び「総延べ床面積」のみを調査するように変更することとしている。これについては、現住居以外に所有する住宅の試算推計に当たって、詳細な地域別データ等を把握する必要性は低く、調査事項の簡素化を図るものであることから、おおむね適当とした。

「集計事項」の変更については、今回の調査における一つの大きな特徴である。従来、結果表章をする町村を人口3万人以上、都市圏については人口2万人以上としていたが、これを人口1万5,000人以上の町村に拡大するとともに、これまで市町村別には集計していなかった事項を新規に集計する等、集計事項を細分化する計画である。

これについては、結果精度を確保しつつ、地域別結果に対する統計需要に対応しようとするものであり、適当とした。

なお、空き家率に関しては、住宅市場にとって重要な情報であるとの意見があり、空き家に関して調査区情報を活用した集計の充実を図る必要があるとした。この空き家率に関しては、調査票に「調査員記入欄」があり、これは調査員が実際に担当地域を巡回し、目視した上で記入するものであるが、この欄に「居住世帯のない住宅」の項目がある。空き家としては、賃貸用・売却用・その他があるが、この情報をより有効に活用するよう、集計に当たって留意する必要があるとした。

また、集計事項の変更に伴い、統計表が更に膨大なものとなることから、調査結果については、利用者ニーズに対応して、より使いやすいものとなるよう電子媒体による提供の充実を努める必要があるとした。

「今後の課題」としては、3点挙げている。1点目の「調査事項の見直し」については、本審議会や部会において、遮音性、断熱性、ホームエレベーター、ホームセキュリティ等の事項を追加できないかといった様々な意見があった。

これらについては、調査実施部局においても真剣に検討していただいたが、客観的に把握することが難しい、あるいは普及率が低い等の理由で、今回は見送られた。

ただし、今後、調査事項の見直しを行う際には、特に住宅の性能や住居の快適さ等の観点からの調査事項も含め、住宅の質に関する事項を更に充実する方向で幅広く検討する必要があるとした。

なお、住宅、住環境に関する居住者の評価等を調査しているものとして国土交通省の「住宅需要実態調査」があり、これは住宅・土地統計調査と調査時期を合わせて5年ごとの12月に実施されている。その調査項目の中に、現住居の満足度、周辺環境の満足度等に関する項目も含まれており、それらの項目と住宅・土地統計調査の調査結果を上手く融合すると、大変貴重な情報が得られるものと考えられることから、両調査の関係について検討する必要があるとした。

また、ロングフォーム調査票による調査については、前回の平成10年調査から導入されているが、調査内容が多く、調査客体への負担が大きいため、前回及び今回の調査結果を踏まえ、その結果利用上の必要性等を十分吟味した上で、引き続き調査の効率化について検討する必要があるとした。

次に、2点目の「GISの活用」については、第97回部会審議で意見があったとおり、本調査の結果とGIS（地理情報システム）とをリンクさせれば、保育所や学校までの距離等について、更に多様な情報の提供が可能と考えられることから、今後のGISの整備状況を踏まえつつ、両者の結果のマッチング利用について検討する必要があるとした。

3点目の「世帯のとらえ方」については、必ずしも今回の調査に限定したものではないが、この調査は住戸を主たる調査対象としたものであり、住宅と世帯との関係を見る上で重要な情報を提供するものである。現在、同一住居及び同一生計を基準として世帯を定義しているが、世帯のよりの的確なとらえ方について、本調査結果の分析等を通じ、より有用な情報が得られるように、今後とも幅広く検討する必要があるとした。

〔質 疑〕

飯島委員）「今後の課題」については、できる限り早く検討し、次期調査までには間に合わせる方向で考えた方が良いだろう。

また、今回、前住居から現住居に引っ越した場合に、「前住居の居住室の畳数」の項目を引き続き調査することとしているが、個人的にはそれほど利用価値はないだろうと考えている。むしろ、なぜ新しい住居に切り替えたかという理由の方が極めて重要ではないか。

それにより、住宅需要実態調査やGISと三位一体となった分析が今後求められるのではないか。

次に、「別世帯となっている子の住んでいる場所」という調査項目があるが、今後、高齢化社会を迎えると、親が介護施設にショートステイ、ロングステイをするなど、高齢の親が別世帯となるケースが多くなっていく。別居している親の動向については、この調査では把握できないのか、あるいは別途の調査で把握することができるのか。

廣松部会長）1点目の御指摘の答申に「今後の課題」として挙げられている諸点については、次回調査までに検討することとされており、次回の住宅・土地統計調査の計画が諮問される際には、改善が見られるものと期待している。

詳しい内容に関しては高見課長にお願いします。

高見課長) 廣松委員の御説明のとおり、「今後の課題」の「調査事項の見直し」については、平成 20 年調査までには検討したいと考えている。「GIS の活用」については、平成 15 年の調査時点では全国全域について地域情報システムとのリンクは難しいかもしれないが、可能な部分は採り入れて、結果に反映させたいと考えている。

次に、「別世帯となっている子の住んでいる場所」とは逆の、親の場合については、前回の平成 10 年の調査計画の検討に際して、親から見て子の住んでいる場所を捉えるべきか、子から見て親の住んでいる場所を捉えるべきかという議論があり、両方を記入してもらうのは、世帯の混乱が生ずる可能性があることから、より多くの情報が得られると思われるこの調査項目となった。

調査で、世帯の家計を主に支える人から見て、その親又は子の住んでいる場所を把握することとなるが、対象となる人(世帯の家計を主に支える人)が年配の方であることも多く、既に親がいない場合も多いと考えられる。むしろ、子の住んでいる場所を捉えて、それを世帯の家計を主に支える人の年齢別に見れば、逆に子から見て親の住んでいる場所も捉えることができるため、このような調査事項としている。

なお、総務省統計局が実施している他の調査においても、親の住む場所を捉えるような調査はないと思われる。

竹内会長) 今の説明は、親を中心とした捉え方であるが、高齢者の世帯に更にその親がいるケースも多い。親の方から子を見るだけでは、必ずしも十分な把握ができないのではないかと。

ただし、そのような調査をこの住宅・土地統計調査で行うべきかどうかについては別の問題であり、例えば国民生活基礎統計等の他の調査において検討することも考えられる。

美添委員) 将来の課題として是非検討していただきたいが、少子化が進み、夫婦が 1 戸の世帯を設けると、両親の家をそれぞれが相続できる状況になる。その場合、空き家率がどのように変化するのか、また、若い世代は将来、親の居住している住宅に住むことを前提に、持ち家率が下がる。そのようなことが次回の調査でより明らかになるだろうと思う。

空き家率と住み替え行動の関係が分かるような工夫が、何らかの形でできればというのが「今後の課題」に記述している内容に含まれていると考えられるので、その視点からも検討していただきたい。

竹内会長) 他に意見がなければ、本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。

(異議なしとの声あり)

異論がないようなので、総務大臣に対して答申することとしたい。

それでは、調査実施者である総務省統計局統計調査部の榎谷調査企画課長からごあいさつをいただく。

榎谷課長) 統計調査部長が海外出張中であり、代わりにごあいさつを申し上げます。

平成 15 年住宅・土地統計調査の計画について、本日答申を頂き、竹内会長、廣松部長を始め、熱心に御審議いただいた委員、専門委員の皆様に厚く御礼申し上げます。

この住宅・土地統計調査は、少子・高齢化の進展や、居住形態の変化を踏まえ、多様化する国民の居住の状況を的確に把握するということに加え、地域ごとに作成される住宅・土地関連の諸施策への対応にも配慮し、地域別結果の充実等を図ることとしている。

今後は、関連施策の基礎資料として有用なデータが得られるように、調査の円滑な実

施に向けて努力してまいりたい。

- 2) 諮問第 287 号の答申「平成 15 年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」(案) 総務省統計局統計基準部の堀統計審査官が資料 5 の答申(案)の朗読を行った。続いて、後藤企業統計部会長が審議経過及び答申(案)の説明を行った。
- 後藤部会長)「平成 15 年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」は、10 月 11 日に諮問を受け、企業統計部会に審議が付託された。本件に係る部会は 3 回(10 月 17 日、11 月 7 日及び 11 月 21 日)にわたって開催された。
- 答申(案)は、「法人土地基本調査」と「法人建物調査」の二つの事項から構成されている。
- まず、「法人土地基本調査」の「調査時期」については、前回調査時の 11 月から 10 月に調査時期を変更し、これに伴い、調査結果の早期提供も図る計画である。
- これについては、9 月決算を行う法人にとって 10 月が繁忙期に当たり、調査時期を少しでも早くできないかという意見があり、報告者及び都道府県事務担当者の負担の軽減ということを考慮して、調査時期を 9 月半ばからとすることが適当とされた。
- また、結果の公表については、審査事務の効率化等により、一層の早期化を図る必要があるとされた。
- 「調査事項」については、一部の調査事項の変更、削減を行う計画であるが、土地に関する所有と利用の実態の的確な把握及び報告者負担の軽減に資するものであり、適当とされた。
- 「プレプリント方式の導入」については、前回(平成 10 年)調査時に回答のあった法人と、資本金 1 億円以上の法人について、前回調査結果に基づいて、所有する土地の所在地、面積等を調査票にプレプリントすることとしており、報告者負担の軽減等の観点から適当とされた。
- 「集計事項」については、土地の所有と利用に関する事項に加え、土地の資産額に関する事項についても集計することとしており、おおむね適当とされたが、所有土地面積に係る分位数等の分布統計の充実を図ることが必要であるとされた。
- 「調査周期」については、平成 13 年法人土地基本調査予備調査(統計報告の徴集)の結果や住宅・土地統計調査(指定統計第 14 号を作成するための調査)の調査周期等を踏まえれば、統計ニーズと関連統計との連携といった観点から、5 年とすることが適当と考えられるが、土地の所有と利用に関しては、変化が激しいのではないかという意見もあったので、土地の所有・利用状況の変化の動向について、今回の調査結果を踏まえて引き続き検討の上、適切な調査周期を設定することが必要であるとされた。
- 「今後の課題」については 2 点あり、1 点目は、集計・公表の早期化を一層進める観点から、次回調査までに OCR(光学式文字読取装置)、インターネットを活用したオンライン調査等の導入について、その費用対効果を勘案しつつ、検討することが必要とされた。
- 2 点目は、資本金 1 億円以上の法人については、パネルデータ化が可能であり、そのデータを活用した集計について検討することが必要であるとされた。
- 次に、「法人建物調査」の「調査時期及び調査時点」について、調査時期は本調査が

法人土地基本調査と同一の法人に対して実施されるものであることから、土地調査と同時期の9月半ばから実施することが適当とされた。また、調査時点は、前回調査時の3月31日現在から1月1日現在に変更する計画であるが、土地調査と同一の調査時点とするものであり、土地と建物の一体的な把握という観点から、適当とされた。

「調査事項」については3点あり、1点目は、工場敷地内の建物の調査事項と記入方式に関する変更であり、2点目は、工場敷地外にある延べ床面積200平方メートル未満の建物の記入方式に関する変更、3点目は、「敷地の権限」、「建物の利用現況」及び「建物の貸付の有無」の新設である。

まず、1点目の工場敷地内の建物の調査事項と記入方式については、前回調査では、資本金1億円以上の製造業の法人は、「所在地」、「延べ床面積」等のほか、有形固定資産額を工場敷地ごとに一括記入する一方で、資本金1億円未満の製造業の法人及び製造業以外の法人は、有形固定資産は調査せず、「所在地」、「延べ床面積」等のみを建物1棟ごとに記入する方式であった。

今回の調査計画では、工場を所有する全法人を対象として、「所在地」、「延べ床面積」等のほか、有形固定資産額についても工場敷地ごとに一括記入する方式に変更することとしている。

これについては、前回対象にならなかった法人に対して、新たに有形固定資産額の調査を付加するものであるが、資産推計の精度向上を図る上で必要なものであることから、適当とされた。

2点目の工場敷地外にある延べ床面積200平方メートル未満の建物の記入方式については、前回調査で記入を省略可能とする方式であったものを、今回の調査計画では、所有する建物全体について「棟数」及び「総延べ床面積」のみの一括記入、又は建物の「所在地」、「延べ床面積」等の1棟ごとの記入のいずれかを報告者に選択させる方式に変更することとしている。

これについては、記入省略によるデータの欠落がなくなり、建物に関する資産推計の精度向上に資するものであるが、記入方式を選択させることは報告者が混乱する可能性があり、報告者負担の軽減及び調査内容の正確性の確保という観点から、一括記入のみとすることが適当であるとされた。

3点目の「敷地の権限」、「建物の利用現況」及び「建物の貸付の有無」の新設については、建物と敷地の所有と利用の実態を的確に把握しようとするものであり、おおむね適当とされた。しかしながら、「建物の利用現況」については、複合用途の建物の実態をよりの的確に把握する観点から、複数の用途が選択でき、そのうち最も主要な用途が他と区別可能となるような回答方式とすることが適当であるとされた。

また、本調査の対象外となる建物については、記入の手引等で調査の範囲を明確に示すとともに、結果表章においても注記することが必要とされた。

「プレプリント方式の導入」については、本調査でも法人土地基本調査と同様に、前回の調査結果に基づいて、所有する建物の所在地、延べ床面積等を調査票にプレプリントする方式を導入することとしており、これについても適当とされた。

「集計事項」については、建物の所有と利用に関する事項に加え、建物の資産額に関する事項について新たに集計することとしており、おおむね適当とされたが、法人の不

動産に対する意識が「所有」から「利用」へと変化してきていることを踏まえ、結果の精度に考慮しつつ、借地に関する集計の充実を図ることが必要とされた。

「今後の課題」については、法人土地基本調査の場合と同様に、次回調査までにOCR、インターネットを利用したオンライン調査等の導入について、その費用対効果を勘案しつつ検討することが必要とされた。

〔質 疑〕

飯島委員) プレプリント方式の導入は、この調査において大きな進歩であると思う。これ以外にも、工業統計調査の結果や課税台帳等の活用が検討されたようであるが、その中でまず、プレプリント方式を導入し、資本金1億円以上の企業全社を対象として報告者の負担軽減を図ろうとしていることは、大いに評価できる。

最近の企業をみても、おそらく前回調査からの5年間で相当の合併、分社化、あるいは分割等が行われ、更には、法人カンパニー方式に切り替えている企業もあるだろう。そのような場合、プレプリントの対象というのは、企業が分割された場合は困難だとしても、合併した場合には、存続企業のみを送付されるのか、それとも被合併企業の方も添付された形で合併後の新しい企業に送付されるのか。また、法人カンパニー方式を採用した場合はどのように対応するのか。

上関課長) プレプリント方式の調査票は、別の法人への誤配、あるいはデータの誤りを避けるため、前回調査と名称が一致した法人のみに送付することとしており、存続企業の前回データをプレプリントし、存続企業のみに送付される。

竹内会長) 例えば、それぞれ資本金1億円以上のA社とB社が合併し、A社が存続企業となった場合、新A社には旧A社のプレプリントした調査票が送付されるが、存続していない旧B社のデータはどのように扱われるのか。

上関課長) プレプリントした調査票は、平成15年時点で名簿に登載があり、かつ平成10年の名簿に登載された企業にのみ送付されることから、旧B社分については送付されない。

竹内会長) そうすると、旧A社のデータのみがプレプリントされて新A社に送付されるが、新A社がプレプリントしたデータを修正せずに調査票を提出し、旧B社分が報告漏れとなる危険性や混乱が生じることはないのか。

上関課長) プレプリント企業を対象とした記入上の注意を別途添付して調査票を送付することが必要であろうと考えている。

竹内会長) 旧B社分も旧A社データに加えてプレプリントすることができれば間違いは非常に少なくなると思うが、不可能か。

上関課長) 企業コード管理がそこまでできておらず、それを実際に行った場合、誤って別の公示データを加える危険性が生じる。

飯島委員) もう一つ企業分割の場合があるが、例えば、5年前にはA社が存在しており、そのA社が新A社とB社という2つの企業に分割された場合、両方とも調査対象となるが、その場合の不便さは生じないのか。

上関課長) その場合は、新A社に旧A社のデータをプレプリントして送付する。

竹内会長) B社は5年前には存在しなかったことから、プレプリントされていない調査票が送付されるので問題はないと思われる。しかし、新A社はプレプリントされたB社分のデータを削除しなければならず、そのような点について記入上の注意をしていただかなければ

ば混乱が起こるのではないか。

上関課長) 経営者に誤解を招かないように、できるだけ配慮や説明をしていきたい。

飯島委員) 商法改正により、この5年間に企業の統廃合はかなり進み、海外との合弁企業も多くなってきている。プレプリント方式は進んだ技法であり高く評価できるが、逆に記入が難しくならないように御留意いただきたい。

次に、今回、プレプリントの対象となる資本金1億円以上の企業は比較的データベースがあることから、今申し上げたような例外を除いてはプレプリントが可能と思われるが、今後の課題として、資本金1億円未満の企業についても、プレプリントの対象にする企業が出てきた場合には、それを対象に入れる方向で是非考えてほしい。

資本金1億円未満の企業は抽出調査であることから、10年前、15年前あるいは初めて調査対象となった企業については、全て記入していただくことは止むを得ないだろうが、5年前に抽出された企業が今回も調査対象となったような場合には、都道府県に対しても、プレプリント方式の導入についての検討方、御指導いただきたい。

上関課長) 御指摘の点は、今後の課題として、可能かどうか検討していきたい。

その際、一番の課題となるのは、前回調査とその法人が同一であるかをいかに正確に確認した上で送付するかという誤配防止であろう。それらを含め、事業所・企業データベースや各種統計等により、法人が接続可能かどうか検討していきたい。

飯島委員) 特に、中小企業の場合は、相当に要員のスリム化が徹底しており、1人の社員が総務・経理・人事・渉外すべてを行っている場合が結構多い。結果精度を上げていくためにも、作業分担として実査を担当する都道府県に是非検討していただきたい。

上関課長) 調査票の回収は都道府県であるが、調査対象の抽出等は国土交通省で一括して作業を行うので、実施者である国土交通省の方で、データベースを整備していく過程において検討していきたい。

美添委員) 飯島委員の御発言の趣旨は、資本金1億円以上のすべての企業は国土交通省が担当しているが、資本金1億円未満でも、大土地所有法人であれば、過去の調査では別扱いとして都道府県経由であったことから、そこで配慮できないかということではないのか。

上関課長) 確かに、実態はそのとおりである。要は、5年間の企業の移動状況をすべて確認する必要があるが、資本金1億円以上の企業については「企業の土地取得状況に関する調査」(統計報告の徴集)である程度把握しているので、接続が容易に行えるとしても、資本金1億円未満の企業については経過データがなく、どのように対応するか検討する必要がある。

美添委員) 資本金1億円未満であっても、大土地所有法人は報告する頻度も高い。この部分については、調査体系からみても管理することは可能である。

飯島委員の御指摘のとおり、報告負担の重い例外的な法人についての対策が講じられれば、回収率等にも良い影響を与える可能性があるため、今後の課題として検討していただきたい。

篠塚委員) 答申案の「プレプリント方式の導入」のところ、「プレプリントした調査票が他の法人に送付されることがないよう、所要の措置を講ずる必要がある。」としているが、これは単に誤配を想定しているのか、それとも飯島委員の御指摘のように、企業の統廃合に対して、きめ細かい処置が必要であるということを意図しているのか。

最上調査官（国土交通省土地・資源局土地情報課専門調査官）誤配のみならず、データのプリント時点からの情報管理等、すべてが含まれていると理解している。

竹内会長）調査項目「土地の利用状況」について、「空き家」というものに該当するのは、どのような場合か。ビルを建設したものの、全く未入居の状態は平成15年あたりに東京都心部で問題となると言われており、空き家率の増加も予想される。もちろん、1室でもテナントが入居していれば空き家とはならないので、それを捕捉することは無理なのかもしれないが。

上関課長）この項目は、用途を記入することになっており、空き家でも本来の用途を記載する形になっている。

竹内会長）例えば、貸しビルあるいは事務室用ということであり、入居の有無は関係ないということだろう。一方で、この調査の目的ではないかもしれないが、平成15年あたりには、建物の利用度の調査の必要性が相当出てくるだろう。

上関課長）事務所ビルの場合、100パーセント空き家のケースは殆どない。悪いケースで、10パーセントから20パーセントあるいは半分程度である。

竹内会長）そのデータはどこから得られるのか。

上関課長）ビル協会等の業界団体から聞いた話では、100パーセント空き家のケースは殆どないということである。

竹内会長）利用率の調査というのはないのか。

上関課長）国の調査ではない。民間調査のみである。

竹内会長）平成15年あたりを考えると、利用率の調査を実施する必要があるのかもしれない。この答申とは直接関係ないが、2003年問題などと称して東京の汐留地区等が議論されているようであり、検討した方が良好だろう。

他に意見がなければ、本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。

（異議なしとの声あり）

異論がないようなので、総務大臣に対して答申することとしたい。

それでは、調査実施者である国土交通省総合政策局の中西情報管理部長からごあいさつを頂く。

中西部長）平成15年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について答申を頂き御礼申し上げます。

色々な御指摘も踏まえ、公表の早期化の実現、結果表章内容の充実等について、着実に取り組むとともに、次回の調査に向けて、OCR化、インターネットの活用等、新技術の導入について検討を進めてまいりたい。

会長、部会長を初め、委員・専門委員の方々に長時間にわたり御審議いただき感謝する。

(4) 部会の開催状況

1) 国民生活・社会統計部会

平成14年11月15日に開催された第97回国民生活・社会統計部会（議題：「平成15年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

2) 企業統計部会

平成 14 年 11 月 7 日及び 11 月 21 日に開催された第 73 回及び第 74 回企業統計部会（議題：「平成 15 年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

(5) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の堀統計審査官及び山本統計審査官から、平成 14 年 11 月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「個人企業経済調査」、「国民生活基礎調査」及び「人口動態調査」の統計法第 7 条第 2 項による承認について、資料 7 による報告が行われた。

○ 美添委員の退任あいさつ

竹内会長）予定された議事は以上のとおりであるが、統計審議会が法施行型に移行して、来月で 2 年が経過する。統計審議会令の規定により、委員の任期については、2 年と定められているので、現在のメンバーでの審議会は今回が最後になる。

ほとんどの委員は再任されるとのことであるが、会長代理を務めていただいた美添委員は、今回をもって退任される。

美添委員におかれては、平成 8 年 3 月から 6 年 9 か月の長きにわたって統計審議会委員を務めていただき、特に、法施行型に移行した昨年 1 月以降は会長代理として審議会の運営を支えていただいた。新しい審議会の運営がこのように軌道に乗れたのも、美添委員の御尽力によるところが大きいと感謝している。今回、退任されるということは非常に残念であるが、今後とも、統計関係については色々とお助けいただければと思っている。それでは、美添委員にごあいさつをお願いします。

美添委員）法施行型移行による新しい審議会になり、委員の任期 2 年が経ったが、こういう機会にローテーションをしていただかなければ、後継者が育たないと前々から思っており、名誉かどうかはともかく記念すべき第 1 号として私が退任をするということになった。

考えてみると、統計審議会の存在を意識したのは、私がまだ大学院生のころであり、ここにおいででの委員の中では、舟岡委員、廣松委員とともに教わっていた先生方の中に竹内先生はおいでであったが、直接には、中村隆英先生、林周二先生のお二人が審議会の委員をなさっており、日本の統計に対してどのような貢献をしてきたのかという、歴史的な重みに感心していた。

今から 10 年ほど前に専門委員のお話を頂き、さらに 6 年 9 か月も審議会の委員も務めさせていただいた。

お引受けしたときには、退任のあいさつをすることは想像もしておらず、自覚としては若かったのであるが、そろそろ退任してもおかしくはない時期ではないかと思っている。

前回の審議会が第 600 回ということで、過去の記録を拝見して、改めてこの審議会の

重さというか、責任の重さを再確認したところである。

個人的な話になるが、竹内先生が時々おっしゃるように、統計学を勉強する人は、最近多いことは多い。しかし、大学院等でやるのは、どちらかというとな数理的な研究である。もちろんそれがないと論文は書けず、研究職につくことも無理であるが、一方で、それだけをやっていると、特に経済関係のデータの分析にはなかなか理解を頂けないということが起こっているかと思う。

私も含めて廣松委員、舟岡委員の頃は、清水先生、後藤先生も同じ世代に属するのでお分かりいただけると思うが、まだ大学院での個別指導が徹底して行われており、色々な機会に、官庁統計を見せていただいたり、お手伝いをするということがあり、何とか実務的な知識も身に付け、統計を分析する素材としての官庁統計の重要性は、この世代の中では比較的分かっていた方ではないかと思っている。

後任の方のお話を伺い、そういう意味では大変理想的な方をお選びいただけるようであり、この辺も本当にうれしく思っている。

私自身、官庁統計に関する理解はまだまだ不十分であるが、専門委員としてしばらく経験させていただき、そのときの経験というものが、このような場でお話を聞いていても理解がある程度できるようになった貴重な情報源であるので、そのような機会を今後でもできるだけ若い方に与えていただき、専門委員に加わっていただくという御配慮を、審議会にお願いしたい。

最後になるが、この審議会の2年間の任期の間、私は大学での学部長という雑用係を引き受けており、時間も十分取れず、皆様方と基準部の方には御迷惑をお掛けしたかと思うが、お陰様で私も楽しく仕事をさせていただいた。ここでどれだけ貢献できたかは大変疑わしいところではあるが、この場をお借りしてお礼を申し上げたい。今後の発展をお祈りする。